

定 款 施 行 細 則

第1章 会員

(正会員・名誉会員)

第1条 定款第6条第1項に規定する正会員および名誉会員は、一般社団法人日本作業療法士協会に所属するものとする。

(入会等の手続き)

第2条 入会、休会、退会、復会および異動の手続きは、本法人所定の用紙をもって会長に提出する。

(会員資格の喪失)

第3条 本法人定款第11条に規定するほかに、一般社団法人日本作業療法士協会の会員資格を失ったときは、本法人の会員たる資格を喪失する。

(休会)

第4条 会員の届け出により理事会の承認を得て期間を定め、休会する事ができる。休会中の会員からは会費を徴収しない。休会中は本会から連絡は行わない。

(復会)

第5条 休会期間中の復会希望においては、本法人へ復会届を提出する。

2 その他理由にて復会の希望があった場合、理事および会長の協議の上決定する。

第2章 代議員（一般社団法人日本作業療法士協会）

(選出)

第6条 一般社団法人日本作業療法士協会の代議員は、一般社団法人日本作業療法士協会が実施する代議員選出選挙により選任される。

(選任比率)

第7条 代議員の選任比率は、一般社団法人日本作業療法士協会の規程による。

(報告)

第8条 代議員は本法人を代表し、本法人総会で議決された事項を一般社団法人日本作業療法士協会総会に反映させる。また、一般社団法人日本作業療法士協会の審議内容を、本法人理事会等で報告しなければならない。

第3章 理事および監事

(理事)

第9条 理事は、会務をそれぞれ担当し円滑な運営に努める。

2 理事のうち、会長1名を代表理事とする。また副会長2名、常任理事8名以下とし、業務執行理事とする。

3 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 副会長は、2名を理事の中から会長が推薦し、理事会の承認を得る。

5 常任理事は、8名以下を理事の中から会長が推薦し、理事会の承認を得る。

6 業務執行理事は、会長とともに常任理事会を構成し、理事会より付託された次の会務を執行する。また、その経緯と結果を直近の理事会に報告しなければならない。

(1) 理事会への提出議題の調整と理事会への報告

(2) 緊急を要する案件の処理

(3) その他、常任理事会への付託が妥当であると理事会が決議した事項

7 監事は、会議に出席して意見を述べることができる。

第4章 会務の運営

(会長)

第10条 会長は、会務の運営のため局および部、委員会を設置する。

(局長)

第11条 局長は、理事会の承認を得て会長が任命し、局員は局長が選任し会長が委嘱する。

(部長)

第12条 部長は、理事会の承認を得て会長が任命し、部員は部長が選任し会長が委嘱する。

(委員長)

第13条 委員長は、理事会の承認を得て会長が任命し、委員は委員長が選任し会長が委嘱する。

(局長・部長・委員長の職務)

第14条 局長、部長および委員長は、会務を分担し管理運営する。

(選任の通知)

第15条 会長は、選任後60日以内に局長および各部長、委員長を正会員に通知しなければならない。

第5章 庶務および会計

(事務局の具備)

第16条 事務局には、常に次に掲げる帳簿および書類を具備しなければならない。なお、各書類等は10年間事務局に据え置くものとする

- (1) 定款および定款施行細則
- (2) 会員名簿および会員異動に関する書類
- (3) 理事および監事の履歴書
- (4) 許可、認可等および登記に関する書類
- (5) 定款に定める会議の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿および証拠書類
- (7) 資産、負債および正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿および書類

(入会金および年会費)

第17条 本法人の正会員入会金は10,000円とし、年会費は年額8,000円とする。

(納付期限)

第18条 本法人の入会金は入会手続き後、速やかに完納する。

- 2 年会費は原則として毎年5月30日までに完納する。

(収支決算書および収支予算書)

第19条 収支決算書は定時総会の1週間前までに会員に配布する。また収支予算書は、当該会計年度の開始前日までに会員に報告する。

第6章 賛助会員

(賛助会員)

第20条 本法人と賛助会員の関係を以下の通り、規定する。

- (1) 本法人と賛助会員は相互に連携をとり、作業療法の普及と進歩に寄与する。
- (2) 本法人は賛助会員に対して、本会の発行物、案内を送付する。
- (3) 賛助会員は会費を納入しなければならない。納入された会費は本法人予算に計上し、事業費に充てる。

(会費)

第21条 賛助会員の年会費は、年額10,000円とする。

第7章 選挙

(設置)

第22条 本法人に選挙管理委員会を置く。

(選任)

第23条 選挙管理委員は正会員の中より3名を理事会において選任し、その中から委員長を互選する。

(委員の制約)

第24条 本法人の理事および選挙立候補者は選挙管理委員になることができない。

(任期)

第25条 選挙管理委員の任期は2年とする。

(公示・締め切り)

第26条 選挙管理委員は投票日の60日以前に選挙すべき役員を公示し、立候補を受け付けなければならない。

第27条 立候補締め切りは投票日の30日以前とする。

(立候補)

第28条 立候補は正会員の自由意思でできる。また、推薦による立候補もできる。推薦の場合は2名以上の推薦者を必要とし、本人の同意を得て、推薦者の代表が文書をもって届け出るものとする。

(候補者の推薦)

第29条 立候補者が定足数に満たないときは、理事会において候補者を推薦する。

(委員の立候補)

第30条 選挙管理委員が立候補するとき、および役員に就任したときは、委員を辞任する。理事会は別の選挙管理委員を選任し、任期は前任者の残任期間とする。

(選挙方法)

第31条 選挙は正会員の直接無記名投票による。

第32条 投票用紙は選挙管理委員が定める。

(有効投票)

第33条 有効投票は投票総数の3分の2以上なくてはならない。また白票も有効とする。連記投

票の場合、定数を超えて投票の意思表示をしたものは無効とし、定数に満たないものは有効とする。

第34条 単記投票は有効投票の過半数に達した場合は当選とし、過半数に達しない場合は上位2名で、決選投票を行う。

第35条 連記投票は得票数の上位より当選とする。

第36条 候補者が定数の場合は無投票当選とする。

(投票内容)

第37条 役員選挙は次の内容で行う。

- (1) 理事(定員連記投票)
 - (2) 監事(単記投票、ただし正会員以外の外部監事は理事会推薦とする)
- 2 前項の投票内容をもって、総会にて選任する。

(告示)

第38条 立候補者の告示は次の通りとする。

- (1) 告示は選挙管理委員会より文書をもって通知する。
- (2) 候補者および推薦者の氏名、ならびに立候補者の主旨(400字以内)の告示のみとする。

(候補者の推薦)

第39条 候補者は他の候補者を推薦してはならない。

(開票立会人)

第40条 開票に際し、議長は立会人を1名推薦する。

第8章 表彰

(表彰規定)

第41条 表彰されるものは、本法人の活動、学術研究、その他の社会的に著しく貢献のあったもの、および長年にわたり作業療法業務に携わったもの、あるいは活動に寄与したものを対象とする。

第42条 表彰は次の通りとする。

- (1) 功績賞は50歳以上で20年以上本法人正会員として在籍し、作業療法に従事していたもの。あるいはこれに相当するもの。

- (2) 功労賞は40歳以上で、10年以上にわたり本法人活動に貢献したものの。あるいはこれに相当するもの。
- (3) 学術賞は学術、研究面で著しく功績のあったもの。
- (4) 学会賞は本法人学会発表演題において優秀なもの。

(表彰者)

第43条 表彰委員会は対象者を調査・検討の上、理事会に報告し、理事会が被表彰者を決定する。

(表彰)

第44条 表彰は原則として賞状を授与する。

第9章 旅費

(旅費規程)

第45条 詳細は旅費規程により定める。

第10章 慶弔

(弔意)

第46条 正会員の死亡に関しては弔電と当該年度の会費負担を香典として送る。

(慶意)

第47条 正会員の結婚に関しては祝電を打つ。

(適用)

第48条 前2条については、休会中の正会員には適用しない。

(その他)

第49条 賛助会員および会務執行上、必要と認められたときは会長の判断で慶弔行為を行うことができる。ただし、会長はその旨を理事会に報告する。

第11章 講師謝金

(講師謝金規程)

第50条 詳細は講師謝金規程により定める。

第12章 日当

(日当規程)

第51条 詳細は日当規程により定める。

第13章 改廃

(細則の改廃)

第52条 本定款施行細則の改廃は理事会で協議し、総会の承認を得なければならない。

附則

- 1 本規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成28年6月5日 改定
- 3 平成30年5月13日 改定